

「新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の概要

名称	越前浜地区地区計画
建築物の用途の制限	<p>建築することができる建築物</p> <p>(1) 一戸建ての住宅</p> <p>(2) 一戸建ての住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち、令第130条の3に規定するもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる建築物に附属するもので、自動車車庫及び物置その他これらに類するもの</p>
垣又は柵の構造、高さ、形状又は材料の制限（高さは道路面からの高さによる）	<p>道路又は隣地境界線に面する垣又は柵の構造は、生垣。</p> <p>ただし、高さ1.2メートル以下で木材、竹又は木材・プラスチック複合材で造られたものは、この限りでない。</p> <p>ただし、門柱、門扉その他これに類するものは、この限りでない。（*1）</p>

※用語の説明…建築基準法は「法」、建築基準法施行令は「令」という。

※地区計画条例による制限の内容の詳細については、建築行政課へお問い合わせください。

お問い合わせ先：新潟市役所 建築行政課 電話:025-226-2849(直通)

*1は、条例第8条に定められている規定です。